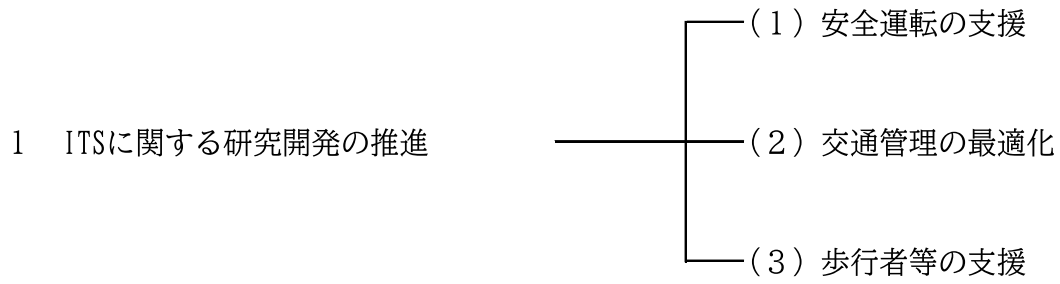


第8章 研究開発及び調査研究の充実

≪施策の体系≫



1 ITS に関する研究開発の推進

(1) 安全運転の支援

関係機関	県警察本部
------	-------

ITS の高度化により交通の安全を高めるため、道路上の車両感知器、各種センサーにより道路・交通の状況や周辺車両の状況を把握するシステムの研究開発を国と連携して推進するとともに、自動車単体では対応できない事故への対策として、路車間通信、歩車間通信等の通信技術を活用した運転支援システムの実現に向けて産学官が連携し研究開発等を行います。

(2) 交通管理の最適化

関係機関	県警察本部
------	-------

交通流・量の積極的かつ総合的な管理を行い、交通の安全性・快適性の向上と環境の改善を図るため、安全で円滑な信号制御方式の導入及びプローブ情報等の交通情報の提供等、安全運転を支援するための研究開発を推進し、交通管理の最適化を図ります。

(3) 歩行者等の支援

関係機関	県警察本部
------	-------

スマートフォンの Bluetooth 等を利用して歩行者等に信号情報を知らせる高度化 PICS や、歩行者と車両の通行する時間を分離する信号機の歩車分離化制御等、全ての歩行者等が安心して通行できる安全で快適な道路交通環境の形成を図るための研究開発を推進し、歩行者等の安全な移動を支援します。